

令和2年第12回熊野町議会全員協議会  
会議録

1. 招集年月日 令和2年12月9日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開会年月日 令和2年12月9日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（15名）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 2番 福垣内 邦 治  | 3番 光 本 一 也  |
| 4番 中 島 数 宜  | 5番 尺 田 耕 平  |
| 6番 竹 爪 憲 吾  | 7番 諏訪本 光    |
| 8番 沖 田 ゆかり  | 9番 片 川 学    |
| 10番 時 光 良 造 | 11番 民 法 正 則 |
| 12番 荒 瀧 穂 積 | 13番 山 吹 富 邦 |
| 14番 山 野 千佳子 | 15番 中 原 裕 侑 |
| 16番 大瀬戸 宏 樹 |             |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（1名）

1番 水 原 耕 一

~~~~~○~~~~~

6. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部・建設農林部】

(1) 町発注工事における土壌汚染対策法に基づく手続きについて（報告）

(2) その他

|             |         |
|-------------|---------|
| 町 長         | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長       | 岩 田 秀 次 |
| 教 育 長       | 林 保     |
| 総 務 部 長     | 宗 條 勲   |
| 建 設 農 林 部 長 | 沖 田 浩   |
| 総 務 部 次 長   | 堀 野 辰 夫 |

建設農林部次長

堂 森 憲 治

建設農林部技術次長

寺垣内 栄 作

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長

西 村 隆 雄

~~~~~○~~~~~

8. 案件

【建設農林部】

(1) 町発注工事における土壌汚染対策法に基づく手続きについて（報告）

【議 会】

(2) その他

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 1 1 時 1 5 分)

○議長（大瀬戸） それでは議員の皆様、また、執行部の皆様におかれましては、定例会に引き続いての全員協議会ということで大変お疲れのところ参会いただきましてありがとうございます。

本日の全員協議会は執行部から報告案件 1 件について説明を受けたいと思います。

協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

それでは、三村町長、よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議員の皆様方におかれましては、議案審議で大変お疲れのところ、お時間をいただき、誠にありがとうございます。

案件説明の前に 1 件お伝えいたします。平谷地区に完成しておりますサッカー練習場について、議員の皆様を初め、地域を代表する方々に施設内を御視察いただく機会を設けさせていただきます。

この施設は、災害時における地域の一時的な避難場所として利用させていただくことも検討しておりますので、ぜひ御参加くださいますよう御案内を申し上げます。

日時は、今月 2 2 日、火曜日、午後 2 時からです。もう 1 回言います。日時は、今月

22日、火曜日、午後2時からです。コロナ禍ということで、各自、現地集合でお願いしたいと思います。

さて、本題でございますが、町発注工事における土壌汚染対策法に基づく手続きについての御報告をいたします。

広島県及び県内の市町で土壌汚染対策法に基づく届出の不備が公表されておりますが、本町発注工事においても同様に未届出のものがあることが判明いたしました。誠に遺憾であり、お詫びを申し上げます。

担当から事案の概要について説明をさせますので、よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは早速、協議会に移ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 報告案件、町発注工事における土壌汚染対策法に基づく手続きについて、執行部から説明を受けたいと思います。

座って結構ですから、よろしくお願いたします。

沖田建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（沖田） それでは、着席のまま御説明いたします。失礼します。

町発注工事における土壌汚染対策法に基づく手続きについて御説明いたします。

11月25日の全員協議会において、同法の届出の不備に対する調査状況について御報告させていただきましたが、この度、調査が完了しましたので、改めまして調査の結果及び今後の対応について御報告するものでございます。お手元にお配りをしておりません、資料を御覧ください。

1、経緯でございますが、先月、広島県及び広島市の発注工事において、土壌汚染対策法に基づく届出の不備が公表されたことに伴い、町発注工事の状況を調査した結果、届出が必要であった案件が判明いたしました。

調査結果の御報告の前に、まず2、土壌汚染対策法及び届出の概要について御説明いたします。土壌汚染対策法は、土壌の汚染状況を把握して、人への健康被害を防止するための対策を定めること等により土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としております。

法第4条第1項において、一定規模以上の土地の形質の変更、具体的には土の掘削と

盛土のことを指しますが、この土地の形質の変更をしようとする場合は、着手する日の30日前までに県知事に届出を行う必要があります。届出の対象となる面積は3,000平方メートル以上となっております。ただし、四角囲みの①から⑥のように、例えば①の盛土しか行わない場合や②の掘削深さが50センチメートル未満かつ区域外への土壌の搬出を行わない場合であり、土壌の飛散、または流出を行わないものなどは届出が不要となります。

次に、3、調査結果でございます。1) 調査対象工事を御覧ください。

法改正により届出が必要となった2010年、平成22年度以降、現在までに町で発注した工事を対象に調査を行いました。

2) 調査結果でございますが、工事について、届出の対象要件に照らして、未届けの案件を調査したものでございます。結果については、①着手中工事については、届出が未了の案件はございません。②完了工事において、届出が行われていない案件が、表のとおり道路改良工事で1件、施設整備工事で5件ございました。なお、いずれの工事も土壌汚染は確認されておられません。

次に、4、未届け案件に対する対応状況でございますが、現在、届出先である広島県西部厚生環境事務所へ協議しながら、届出手続を進めているところでございます。

最後に5、原因及び今後の対策でございますが、法令に基づく届出の要件に関する職員の認識不足が原因であり、大変重く受け止めております。

今後は、チェック体制の強化や研修などにより、徹底を図り、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上で、町発注工事における土壌汚染対策法に基づく手続きについての報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。ないですか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） この法律については時効はありますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田部長。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～  
○建設農林部長（沖田） 時効は、その内容によって3年と8年があるようでございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～  
○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようでしたら、町発注工事における土壌汚染対策法に基づく手続きについては、県の担当部局と協議しながら、速やかに届出の進めるとともに、職員への法令手続の徹底を図り、再発防止に取り組むよう要望し、まとめとしたいと思います。

以上で、執行部からの報告を終わります。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

休憩 11時25分

再開 11時26分

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、全員協議会を続けます。

続いて、その他ですが何かありますか。

ないようでありましたら、以上をもちまして全員協議会を終了します。

皆様、大変お疲れさまでした。

（閉会 11時26分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長